



週刊ニュース

こんにちわ

党港南区くらし・子育て相談センター所長

みわ智恵美

日本共産党

日本共産党港南区委員会  
2014. 7. 16  
横浜市港南区上大岡西  
1-19-20-301  
☎045-844-3635  
FAX045-841-8975  
HP: http://jcpweb.jp/miwa/



日本共産党横浜市議団の要求が一部実現

## 子育て世帯の国民健康保険料が減免に

19歳未満の子どものいる世帯の国民健康保険料が減免されます。基準総所得金額から子どもの年齢に応じた金額が控除された額をもとに保険料の所得割額が算定されます。この減免の適用には申請の手続きが不要で、当該世帯には減免された額が今年の保険料決定通知書に書かれています。

昨年度、保険料の算定方法が変わり、子育て世帯を中心に保険料が大幅に上がった世帯がありました。なかには2倍近くになり、払いたくても払えないという悲鳴もあり、鈴木隆副市長（当時）も「びっくりしている」というほどでした。

日本共産党市議団は、この問題について実態調査と担当局からの聞き取りなどを行い、昨年8月に国民健康保険料大幅引き上げ世帯の負担を軽減するよう、市長に申し入れを行うとともに、議会でもたびたび取り上げてきました。この要求が一部実現したものです。

**3 子どもがいる世帯の保険料減免【新規】**

平成26年度から、19歳未満の被保険者がいる世帯に対し、国民健康保険料の減免をします。なお、この減免の適用に申請書の提出は必要ありません。該当世帯には、本封書に国民健康保険料減免承認決定通知書を同封しています。

**【対象者】** 19歳未満（平成25年12月末日時点）の被保険者（※1）が賦課期日（4月1日又は被保険者資格取得日）現在において同一の世帯にいる世帯主（国民健康保険に加入している世帯主に限る）  
（※1）19歳未満の被保険者で平成25年中の合計所得金額が38万円を超える場合を除く。

**【内容】** 次の金額を世帯主の基準総所得金額から控除して保険料所得割額を算定します。なお、控除する金額は、世帯主の基準総所得金額を限度とします。  
①16歳未満の被保険者1人につき330,000円  
②16歳以上19歳未満の被保険者1人につき120,000円

基準総所得金額	×	所得割率	=	保険料所得割額
減免計算上の所得金額	×	所得割率	=	(減免後の) 保険料所得割額
				減免額

26年度の料率で計算すると、世帯主とする  
16歳未満 一人あたり(約)32,600円  
16歳以上19歳未満 一人あたり(約)11,800円  
相当の軽減効果があります。(医療・支援分)

今年の国民健康保険料決定通知書とともに送付された「国民健康保険料の変更点について」のチラシ

## 横浜駅地下通路に海拔表示が

2011年の東日本大震災の津波被害の教訓から、各地で海拔表示が付けられ、横浜市でも海沿岸の地域に海拔表示が付けられました。しかし、海に



海拔表示を示す岩崎ひろし議員

＝7月3日、横浜地下南側通路

近く、津波などで浸水した場合に危険度が大きい横浜駅地下通路には海拔表示がありませんでした。

岩崎ひろし議員は、地下街や地下通路に海拔表示を付けるよう要求してきました。立花危機管理監（当時）は2013年3月に、「地下にいる方は自分が地下にいることは承知している」、地下街の事業者は標示することについては「地下というのは危険なところじゃないかというイメージ持たれちゃうという恐れもある」と答弁するなど、市側は海拔表示を付けることに消極的でした。

しかし再三の岩崎議員の要求に、当局もとうとう今年予算で横浜市が管理する地下通路に海拔表示を設置することを決定し、7月1日に設置されました。

岩崎議員は、さっそく現場を調査。通行する人は、この表示を見て「わあ、ここは海拔マイナスなんだあ」と言いながら注目していました。